

『毛沢東の対日戦犯裁判』から 戦後日中関係を考える

熊本学園大学外国語学部准教授 大澤武司



はじめに

『毛沢東の対日戦犯裁判』と言われても、多くのかたが詳しくはご存じないと思います。さきの大戦にかかわる対日戦犯裁判では、A級戦犯7名を処刑した東京裁判とB・C級戦犯934名を処刑したアジア・太平洋各地でのものがよく知られています。「以德報怨」を唱えた蒋介石の中華民国も中国各地で149名の日本人戦犯を処刑しました。

他方、1949年10月、新たに中華人民共和国を樹立した中国共産党は、1956年6月から7月にかけて遼寧省の瀋陽と山西省の太原の特別軍事法廷で計45名の日本人戦犯を「国家」として裁きました。しかし、死刑や無期懲役は科さず、

最高刑は懲役20年、それもシベリアや中国での抑留期間も刑期に算入するなど、いわゆる「寛大」とも評される対日戦犯処理を行いました。また、開廷時、中国には撫順と太原の戦犯管理所に計1062名の戦犯がいましたが、起訴された45名以外はいずれも「免訴釈放」が言い渡され、ほどなく祖国の地を踏むこととなりました。

前半では『毛沢東の対日戦犯裁判』がいかなるものであったのか、2004年以降、中国の外交部が公開した膨大な檔案（公文書）を利用した最新の研究成果を、後半では、帰国した1000名余りの日本人戦犯が設立した「反戦平和・日中友好」を目標とする「中国帰還者連絡会」の活動を跡づけつつ、戦後日中関係

史上におけるその歴史的意義について簡単にお話できればと思います。

『毛沢東の対日戦犯裁判』とはなにか？

最初にご紹介したいのが、なぜ戦後に誕生した中国に1526名もの日本人戦犯がいたのかということです。毛沢東が日本人戦犯をその手中におさめた経路は主に2つです。

まずはソ連から移管された日本人戦犯969名です。彼らは終戦と前後してソ連軍が満洲国に攻め込んだ際に捕虜として身柄を拘束され、その後、シベリアで抑留された満洲国政府関係者や関東軍将兵たちの一部です。1950年7月、彼らは中ソ国境の街・綏芬河で引き渡され、

遼寧省の瀋陽近郊にあった撫順戦犯管理所に収容されました。

これ以外にも中国国内で逮捕された日本人戦犯が557名いました。その大部分が戦後、山西省に残留した日本軍将兵たちでした。よく知られるように山西省は長らく国民政府の軍閥領袖である閻錫山が支配してきましたが、終戦後の国共内戦を見据えて、ほぼ無傷の状態にあった北支那方面軍第一軍（澄田陳四郎司令官）に協力を要請した結果、最終的には2600名の日本軍将兵が残留することになりました。

国共内戦で国民政府が敗れた結果、彼らのうちで捕虜となったものが後に戦犯とされました。罪が重いものが太原戦犯管理所（136名）に収容され、比較的罪が軽いものが河北省易県の西陵農場（417名）で政治教育を受けました。この西陵組は他の戦犯たちよりもひと足早く、1954年8月に免訴釈放が言い渡され、日本に帰国を果たしました。このほか、国内で逮捕された戦犯には731部隊関係者が4名いました。

「寛大」とも評される対日戦犯処理を「国家としての中国」が実現したのは、まず理念的な背景がありました。1920年代、中華民国北京政府打倒を掲げ、

中国共産党は中国国民党と手を組んで「国民革命」を進めましたが、その過程で蒋介石が反共クーデターを発動した結果、中国共産党は排除されました。その後、中国共産党はさらに南京国民政府を打倒するために農村で「土地革命」を行い、農民たちの支持を獲得していきました。

この中国共産党が組織した農民たちを主力とする「工農紅軍」が掲げたのが「三大紀律八項注意」（最初は「三大紀律六項注意」）です。そのなかには「俘虜を虐待しない」という項目があり、国民政府軍（国民革命軍）の捕虜はもとより、抗日戦争中には、捕虜となった日本軍兵士にも優待政策が実施されました。

当時、中国に亡命していた日本共産党の野坂参三が校長を務めた「延安日本労働学校」で日本人捕虜が「日本軍国主義の実態」や「中国侵略戦争の罪悪」を学び、「反戦」活動に従事したことはよく知られています。もちろん、この捕虜優待政策には「敵軍瓦解工作」的な側面もありましたが、このような伝統的な捕虜優待政策が中国の対日戦犯処理につながっていきました。

他方、「寛大」処理が実現した背景には、1950年代当時の東西冷戦という国際情勢もありました。サンフランシス

コ体制が成立した後、日本と中国は国交不在の状態に陥りました。毛沢東は、隣国の日本と接近するため、「二分論」という思想を提起しました。これは「『軍国主義者』と『日本人民』を区別する」「『日本人民は日本『軍国主義』の被害者』『同じ日本『軍国主義』の被害者である日中両国の人民は団結できる』というもので、この思想に基づき「民間先行、以民促官」の戦略、つまり、民間交流を推進することで日中両国の実質的な関係を積み上げていこうと考えました。民間貿易や文化交流などが実現したのもこの戦略を反映したものでした。

その意味では、この「寛大」な対日戦犯処理も、日中両国の関係改善の文脈において、中国側にとっては極めて重要な意味を持っていました。もちろん、伝統的な「革命的人道主義」という側面から「寛大」な対日戦犯処理を行ったという点は否定しませんが、やはり、日本の人びとに「革命中国」への憧憬、つまり憧れや親近感を持たせようとする「想い」も同時に込められていました。

では、毛沢東の対日戦犯裁判はどのように行われたのか。詳しくは私の本をお読みいただければと思いますが、日本人戦犯の多くが自分のことを「捕虜」だと

考えていました。実際、彼らの大部分はシベリアで「捕虜」として扱われていましたが、中国では「戦犯管理所」に入れられ、「戦犯」とされました。彼らは日本を戦争へと引きずり込んだ東条英機など、国家の指導者たちこそが戦犯だと考えていたので、中国の「戦犯」指名に強く反発しました。

他方、戦犯管理所の職員たちも家族を日本軍に殺されるなど、日本人に強い恨みを抱いているものが多くいました。日本による中国侵略の「被害者」であった職員が多くが公安部や司法部、人民解放軍などから「仇を討つ」ために喜び勇んで赴任しました。つまり、「敵同士」として対峙することになったのです。

案の定、戦犯管理所では戦犯と職員たちの衝突が発生しました。戦犯たちは自分たちが「捕虜」であると主張し、中国は国際法に違反していると反抗的な態度をとりました。一方の職員たちも戦犯たちの食事の野菜などを洗わずに調理したり、食事を配膳する時に飯桶を蹴って運んだりするなど、露骨に恨みをぶつけました。このような状況を大きく変えたのが、当時、総理と外交部長を兼ねていた周恩来の指示でした。周恩来は日本人戦犯を「殴ったり、罵ったり、人格を侮辱

してはならない」「彼らの民族的風習、習慣を尊重せよ」「一人の逃亡者も一人の死亡者も出してはならない」などと命じました。この結果、管理所では1日3食、白米が主食とされ、戦犯たちに入浴や散髪が許されるなど、建国直後の中国としては破格の厚遇が与えられました。

同時に周恩来は「思想面から彼らの教育と改造を行うことに意を用いよ」とも命令しました。この結果、戦犯管理所では「情勢教育」と呼ばれる、初歩的な学習活動が開始されました。この「情勢教育」では、まず当時の東西冷戦などの世界情勢や朝鮮戦争の動向など、戦後の国際情勢に関する情報が学習の教材とされました。

このような基礎的な教育を経て、戦犯管理所では日本人戦犯に対する段階的な思想「改造」が展開されていきました。一般に中国による「改造」教育は「反省学習」「認罪坦白（タンパイ）」「尋問調査」の三段階で行われました。その目的は、日本人戦犯たちに「中国侵略の罪行」を認めさせ、反省を促すことでした。

1952年春、サンフランシスコ講和条約が発効するのと同後して中国は戦犯たちに対する「反省学習」を開始しました。具体的には、レーニンの『帝国主義

論』などを教材とし、戦犯たちに自主的な学習・討論をさせることで、かつての日本がなぜ帝国主義の道を歩み、中国侵略の尖兵として彼ら戦犯たちが戦場へと駆り出されたのか、という問題に向き合うことを求めました。

そして、戦犯たちは「日本軍国主義の尖兵」として「中国侵略」に駆り出されたことを踏まえつつ、その「侵略の現場」で自らが犯した「罪行」を「認め」、さらにその「罪行」を「坦白（タンパイ）」すなわち「告白」するという段階に進んでいきました。戦犯たちは自らの「罪行」を手記などに綴るのと同時に、他の戦犯たちや管理所の職員たちの前で、自らの言葉ですべてを語ることを求められました。殺人や放火、略奪、強姦、拷問など、心のうちに秘めた自らの「罪行」をさらけ出すことが求められたのです。

もちろん、自らの「罪行」を頑として認めようとしない戦犯たちもいました。特に将官・佐官級の軍人や憲兵、警察官などは強い抵抗を示しました。「認罪」を拒む戦犯たちに対して中国側は、「最高人民検察院東北工作団」を組織して、体系的な「尋問調査」を行うなど、徹底的に追及しました。綿密な現地調査に基づき集められた数多くの「鉄証（確かな

証拠」を突きつけられると、最終的に彼らも「罪行」を認めざるを得なくなりました。

1955年夏までには「認罪坦白」「尋問調査」がほぼ終了し、多くの戦犯が「認罪」するに至っていました。この状況を踏まえて中国は日本人戦犯の最終処理、すなわち裁判準備に入っていました。

従来、中国による対日戦犯裁判の準備過程、すなわち戦犯たちの量刑をめぐる議論がどのように行われてきたのか、その内実はほとんど知られてきませんでした。しかし、幸運にも胡錦濤政権時代の2004年1月、中国外交部が建国初期の外交文書の公開に踏み切りました。最終的に1949年から1965年までの史料が公開されたのですが、そのなかに裁判準備を担当した最高人民検察院の「党組」が作成した関係文書が数多く含まれていたのです。

瀋陽と太原に設置された特別軍事法廷で最終的に起訴された日本人戦犯は合わせて45名でした。最初にご紹介したように、1人の死刑も無期懲役もなく、最高でも20年の懲役刑でした。しかし、1955年9月に検察院党組が最初に提出した量刑案では、「死刑・懲役15年以上・

長期懲役」が28名となっており、そのうち「死刑7名・執行猶予付き死刑3名」とされていました。起訴対象者も155名にのびりました。

もとより、毛沢東や周恩来などの中国の指導者たちは日本人戦犯を「寛大」に処理すると何度も表明していました。しかし、戦犯の管理・教育や尋問調査、さらには中国各地で戦犯たちの「罪行」調査を行ってきた検察関係者、すなわち「現場」は死刑を科すべきだと強く主張していたのです。

この検察院党組が作成した原案は、当時、対日工作の実務を管轄していた廖承志など、日本問題の専門家の議論を経て周恩来のもとに届けられました。廖承志は指導者たちの意向を踏まえ、「現場」のスタッフたちに「死刑」や「無期懲役」を科さないよう何度も説得を行いました。しかしながら、1955年12月20日、最終的に周恩来に提出された検察院党組の量刑案は、最高刑として「無期懲役」を求めました。

このような「現場」の要求に対して、周恩来が主催した中央政治局会議（12月28日）は、「寛釈大多数・懲治極少数（大多数の者を寛大に釈放し、極少数の者に刑を科す）」という方針を決定し、

「死刑」のみならず「無期懲役」までも科さないことを確認しました。

本来、党中央の決定は絶対です。量刑議論に携わった検察院党組のメンバーをはじめ、戦犯管理所の幹部らはいずれも黨員でした。黨員は党中央の決定に従わなければなりません。しかし、検察院党組や管理所職員たちは、いまだ「人民の義憤」が根強いことを理由に挙げて、周恩来に中央決定の「再考」を強く求めたのです。

しかし、周恩来は「日本人戦犯に対する寛大な処理については、20年後に中央決定の正しさが理解できるようになるだろう」と語りました。つまり、将来の日中関係の改善を見据えた「深謀遠慮」という観点からの処理が必要だと説得を重ねたのです。それでも「現場」の不満はなかなか収まりませんでした。最後には「現場」も「寛大」なる処理方針に対する「深い理解の欠如が深刻であった」と自己批判し、これを受け入れました。

1956年6月から7月にかけて、瀋陽と太原で特別軍事法廷が開かれました。瀋陽では関東軍関係者で師団長・旅団長クラスを中心とする8名と満洲国関係者で政府職員や満洲国軍・司法・警察・憲兵関係の28名が、太原では北支那方面軍

第一軍の将兵や山西産業職員など山西残留日本軍関係者、そして国民政府の特務関係者の計9名が起訴されました。すでに「改造」教育を受け、自らの罪行を認めていた戦犯たちは法廷で自ら「極刑」を望みましたが、最高刑はあくまで懲役20年とされました。

なお、起訴されなかった1017名の戦犯たちは、3回(335名・328名・354名)に分けてそれぞれ「免訴釈放」が言い渡され、日本へと送還されました。起訴された戦犯は、その後、「撫順戦犯管理所」改め「撫順戦犯監獄」に収監され、東京オリンピックが開催される1964年までにはすべての戦犯が帰国を果たしました。

中帰連と「反戦平和・日中友好」運動

では、中国の戦犯管理所で「思想」改造を受けて「認罪」するに至った日本人戦犯たちは帰国後、どのような後半生を歩んだのでしょうか。

「免訴釈放」された戦犯は1956年7月以降、3回に分けて舞鶴へと降りたちました。彼らは各地へと散っていきましたが、東京の引揚寮「常盤寮」に入った国友俊太郎第一梯団長らが中心となって、1957年1月、帰国戦犯であるこ

とを会員の要件とする「中国帰還者連絡会」(以下、中帰連)が結成されました。彼らは「反戦平和・日中友好」という「長期的課題」と日本政府に対する「経済・補償要求問題」という「当面の緊急問題」の解決を掲げて活動を展開していきましました。

ただ、彼らが歩んだのは茨の道ともいえるものでした。共産主義国家である「革命中国」から帰国した彼らは「中共帰り」の「アカ」呼ばわりされ、家庭や職場などに「公安」がやってきて監視されるなど、その社会復帰・生活再建は容易ではありませんでした。

帰国した彼らが最初に直面した組織的な試練が『三光』事件でした。1957年3月、中帰連は、戦犯管理所で自分たちが「認罪」を行う過程で執筆した手記を中国の協力を得て入手し、これを『三光』(殺しつくし、焼きつくし、奪いつくす)というタイトルでまとめ、光文社から出版しました。出版から20日間で初版の5万部を売りつくすなど、元戦犯たちの「罪行」告白に対して大きな社会的反響がありました。

もっとも、「皇軍」の戦争犯罪を暴露する『三光』は、右翼団体などから激しい攻撃を受けました。出版元の光文社に

は、電話による脅迫まがいの抗議や凶器を携えた暴漢の乱入などの圧力がありました。結局、光文社は『三光』の増刷を控えることになりましたが、中帰連は出版社を変えて『三光』を世に問い続けることで「反戦平和・日中友好」の理念を貫いていきました。

詳しくはご紹介できませんが、自らの「罪行」を告白する証言活動(「バクロ」活動)や自伝の出版活動などを継続的に展開すると同時に、1958年2月に北海道で発見された「劉連仁」の祖国送還支援運動や中国人俘虜殉難者の遺骨送還運動などにも中帰連は積極的に関わっていきました。

ただ、戦犯管理所で「同じ釜の飯」を食べた中帰連のなかにも、その目的の優先順位をめぐって意見の対立が深まっていくことになりました。中国で学んだ「認罪」精神に基づき、「反戦平和・日中友好」運動こそが中帰連の最優先課題であるとする会員と日本政府に対する「経済・補償要求」運動こそが組織の最優先課題であるとする会員との間に溝が生まれていきました。特に東京を中心とする本部の役員たちが前者を、そして、地方の会員たちが後者を優先すべきだと主張していました。すなわち、それは組織として

の「本質」をめぐる意見対立でもありました。

このような対立があったところに中国の文化大革命が発生しました。毛沢東が発動した文化大革命は、その評価をめぐって日本国内の日中友好運動を分裂させました。特に「共同声明」の支持をめぐって日中友好協会が2つに分裂すると、中帰連も「文革中国」との関係をいかにすべきかという問題をめぐって鋭い内部対立が発生しました。

つまり、中帰連の一部の会員にとっては、戦犯管理所での「認罪」教育を通じて「鬼から人へ」と生まれ変わらせてくれた「革命中国」あるいは「毛沢東思想」への共鳴が、「文革中国」への共鳴へとつながっていったのです。結果的に「認罪精神」に基づき「反戦平和・日中友好」運動を最優先すべきだと訴えてきた本部の役員たちのなかに「文革中国」への強い共鳴を示す者が多くいました。

もとより、中帰連をはじめとする当時の日中友好団体のなかには日本共産党の影響を受けている団体も数多くあり、中国共産党と決別した日本共産党の指示に従って「文革中国」を批判する立場をとった組織も多くありました。

このようななか、「文革中国」に共感

した藤田茂会長や国友俊太郎常任委員長ら一部の本部役員やこれに賛同する会員たちは、「反戦平和・日中友好」の精神を貫くため、中帰連から「離脱」して新たに「中帰連（正統）」という別組織を立ち上げました。1967年2月、設立10年目にして中帰連は「中帰連」と「中帰連（正統）」という2つの組織に分裂を余儀なくされたのです。

これ以降、中帰連は1986年10月に再び統一されるまで約20年近くにわたって分裂状態が続きます。この間、1972年9月には中帰連の念願であった日中国交正常化が実現しました。「文革中国」との関係を持続していた「中帰連（正統）」は日中友好運動の最前線にいましたが、多くの会員がそのまま属していた「中帰連」は、日本国内で証言活動や自伝出版などの「反戦平和」運動を続けていましたが、「日中友好」運動については、静観する場面も少なくありませんでした。

しかし、ご存知のようにこのような状況は後に大きく変わっていきます。1976年9月に毛沢東が逝去し、後継の華国鋒が「四人組」を逮捕して文化大革命を終結に導くと、その後の中国はその姿を大きく変えていきました。特に復活した鄧小平が1978年12月以降、「改革

開放」政策を導入すると、毛沢東時代に社会主義建設を最優先に掲げていた中国は完全に過去のものとなりました。

なかでも1981年6月の第11期6中全会で採択された「建国以来の党の若干の歴史問題についての決議」（歴史決議）で文化大革命が中国共産党自身によって全面否定されると、「文革中国」の評価をめぐって分裂に至った中帰連のなかにも、大きな動揺が広がりました。つまり、「文革中国」への「共鳴」に基づき新組織を立ち上げた「中帰連（正統）」でしたが、その原点ともいえる「毛沢東の文化大革命」そのものを中国共産党自身が否定したのです。かつての「離脱」という行動そのものの妥当性が問われる事態に陥ったのです。

加えて、「改革開放」という中国国内の新たな比較的自由な雰囲気は、日中間の交流を大きく前進させ、戦犯たちの「恩師」である管理所の元職員たちと帰国した戦犯たちの交流を加速させました。いまだ中帰連は分裂していましたが、いずれの組織に属する会員たちも「恩師」と再会したいと強く望むようになり、その「恩師」たちも「統一した中帰連」の招待であれば、喜んで招きに応じると申し出たのです。

「恩師」たちの「共同招待」に向けて2つの組織が次第に歩み寄るなか、中帰連分裂に際して中心的な役割を果たした中帰連の創設者でもある国友俊太郎元「正統」常任委員長は、自らのこれまでの「認罪」精神に「忠実」だった行動を振り返り、「自己批判」をしつつ、両組織の統一についても前向きな意向を示すに至りました。

1986年10月、中帰連は統一され、再びひとつの組織となりましたが、その後、国友俊太郎氏は組織運営の中心からは身を引き、一会員として2002年4月に中帰連が解散するまでその活動に参加し続けました。

なお、統一を成し遂げた後も中帰連は「反戦平和・日中友好」運動にさらに邁進していきました。特に東西冷戦が終結し、新たな国際情勢のなかでPKO協力法に基づき自衛隊が海外に派遣されるようになり、さらに終戦50年の「村山談話」に反応するかのよう「歴史修正主義」が台頭してくると、中帰連の会員たちはその老躯に鞭打ちながらも「反戦平和・日中友好」の論陣を張る『季刊中帰連』を創刊するなど、「最期の最期」まで管理所で学んだ「認罪」精神に基づき、活動を続けました。

とはいえ、会員の高齢化という現実に対抗することはできませんでした。2002年には会員の平均年齢が82歳を超え、『季刊中帰連』の発行や証言活動など、中帰連の中核となる運動を展開していくことが極めて困難となりました。特に16年にわたって会長を務めてきた富永三三氏が2002年1月に鬼籍に入ると、全国組織としての活動に終止符を打たざるを得ない状況となりました。

2002年4月、五反田の「ゆうぼう」と中帰連の「解散と継承の大会」が開かれました。私も参加していました。そこでは中帰連の「解散」が宣言されましたが、これと同時に、「撫順の奇蹟を受け継ぐ会」という中帰連の「反戦平和・日中友好」の精神を「継承」して活動する後継団体の設立も宣言され、その活動はその後、今日まで15年にわたり続けられています。私も「受け継ぐ会」の創立メンバーの一人として、いまも「研究者」の立場からこの活動に積極的に関わっています。

本日の講演で内容をご紹介させていただいた『毛沢東の対日戦犯裁判』という本を私がまとめさせていただいたのも、このような経緯があったからこそです。撫順や太原の戦犯管理所での日本人戦犯

たちの「認罪」や「翻身」を「中共による洗脳」だと切り捨てる論者も少なくありませんが、特に中帰連のひとびとが歩んだ「後半生」を改めて振り返りつつ、全体としてこの「歴史」を評価する必要があるのではないかと私は考えています。

おわりに

中国の大国化が叫ばれ、その脅威に対する警戒が強まるなか、日中関係も新しい段階に入りつつあります。このようななか、かつて1950年代の「以民促官」の文脈でも実施された「寛大」な対日戦犯処理が再び中国国内でも注目されつつあります。

昨年は極東軍事裁判70周年ということで、中国国内で数多くの「東京裁判」関係の国際シンポジウムが行われ、連合国の対日戦犯裁判に強い関心が集まりました。また、これと同時に中国国内では「中華民国」による対日戦犯裁判（BC級戦犯裁判）にも注目が集まっており、上海交通大学の東京裁判研究センターなどは東京裁判や「中華民国」の対日戦犯裁判に関する実証研究を積極的に展開しています。

連合国による東京裁判や連合国の一員であった「中華民国」による対日戦犯裁

判とは、すなわち戦後国際秩序が創造される過程における極めて重要な歴史的イベントでした。これに関与することは第2次大戦後の世界秩序の創造者としての「正当性」を主張するために極めて重要な意義があったと言えます。

もっとも、中華人民共和国の誕生は1949年10月であり、すでに東京裁判や「中華民国」の対日戦犯裁判が終結した後でした。当然、「中華民国」が拘束していた日本人戦犯たちも日本に送還されていました。中華人民共和国は一連の対日戦犯裁判、すなわち「戦後国際秩序が創造される過程における重要な歴史的イベント」に関与することができなかったのです。その意味で、戦後10年が経過していましたが、中華人民共和国が自ら日本人戦犯を裁いた1956年夏の瀋陽と太原の特別軍事法廷は中華人民共和国にとっても重要な意味を持つことになりました。

近年、中華人民共和国は東京裁判や「中華民国」による対日戦犯裁判、そして「中華人民共和国」による対日戦犯裁判を一連の過程として捉え直そうとする動きを見えています。例えば、2016年3月に出版された『正義的審判——紀念中国人民抗日戦争勝利70周年』（人民法

院報社編）では、これら3つの裁判を合わせて「対日戦犯裁判」と定義し、「中華人民共和国の対日戦犯裁判」をもって連合国による対日戦犯処理が完結したとの枠組みを提示しています。

つまり、「寛大」な処理方針に基づき対日戦犯裁判を完結させた「中華人民共和国」は、「中華民国」の正当な後継者であると同時に、「戦後国際秩序が創造される過程における重要な歴史的イベント」の関与者として、第2次大戦後の戦後国際秩序創造者の一員であり、その秩序維持の責務を当然のこととして負うべき存在であると自らを位置づけ、主張しようとしているのです。すなわち、『毛沢東の対日戦犯裁判』という歴史的事実は、政治的・経済的・軍事的に大国化を成し遂げた現在の中国にとって、アメリカと伍して世界秩序維持の責任を負う正当性を主張する根拠になりうるものと考えている節が見られます。

今年の初めに中国の教育部が「一四年抗戦論」を提起した背景にも同様の考え方があってはいないかと推測されます。すなわち、盧溝橋事件（1937年7月）以前の「満洲国」などにおける中国共産党系の反日ゲリラの抗日活動を「世界反ファシズム戦争」の一端だと位置づける

ことで、中国共産党の「世界反ファシズム戦争」への貢献を強調しようとする意図も読み取れます。一昨年開館した南京大虐殺記念館の新館が「世界反ファシズム戦争」への中国の貢献を強調する内容の展示になっているのもこれと無関係ではないと思います。

日中間に国交がなかった時代の「寛大」な対日戦犯処理がある意味で「政治カード」「外交カード」として用いられたことなども本のなかには書かせていただきましたが、かつての『毛沢東の対日戦犯裁判』が今日においても政治的・外交的文脈において用いられる可能性があることを最後に指摘しておきたいと思います。（2017年3月16日・アジア研究懇話会）

講師略歴（おおさわ たけし）

1973年東京都生まれ。96年中央大学法学部卒業、2000年埼玉大学教養学部卒業、06年中央大学大学院法学研究科博士課程修了、博士。熊本学園大学外国語学部准教授。日本現代中国学会常任理事。

著書『毛沢東の対日戦犯裁判 中国共産党の思惑と1526名の日本人』（中央公論新社）